



埼玉県における新規就農者の現状について

主席研究員
大原 健二

はじめに

一昨年夏頃から表面化した米の価格高騰と品薄は「令和の米騒動」と騒がれ、政府が備蓄米を放出した後も、新米価格については高値が継続している。「令和の米騒動」の短期的な要因としては、米の需給に関する農林水産省の判断ミス、猛暑による不作、生産コストの高騰等があげられているが、長期的な要因としては、過去の減反政策や農家の高齢化と担い手不足による耕作放棄地の増加が大きく影響しているといわれている。

本稿では埼玉県内における新たな農業の担い手となる新規就農者の現状および、新規就農者を支援するための様々な施策について見ていくたい。

埼玉県の農業人口について

埼玉県は、大消費地である首都圏に位置するという地理的優位性を有し、新鮮な農産物を供給する都市近郊農業の重要な拠点としての役割を担っている。しかし、農業が全国的に直面している課題と同様に、埼玉県においても農業人口の減少と高齢化が深刻な問題として顕在化している。基幹的農業従事者数(ふだん仕事として、主に自営農業に従事している者)はいずれも長期的な減少傾向にあり、持続可能

【埼玉県 基幹的農業従事者数推移】



資料:農林水産省「農業センサス」

な農業体制を維持するためには、新たな担い手の確保が喫緊の課題となっている。

令和7年の農林水産省「農業センサス」によると、埼玉県の基幹的農業従事者のうち65歳以上が72.5%、65歳未満は27.5%となっており、全国平均と比較しても高齢者の割合は高くなっている。

【令和7年 基幹的農業従事者数】

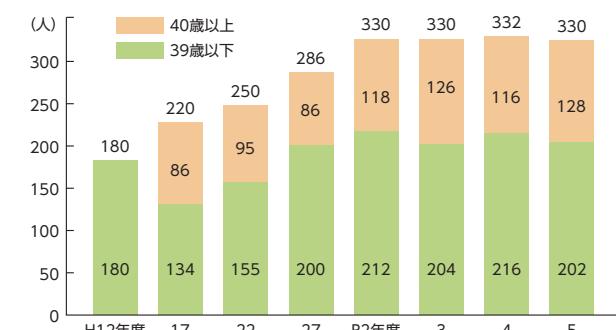
	基幹的農業従事者数	65歳以上	65歳未満
全 国	1,021,192人	69.5%	30.5%
埼玉県	26,979人	72.5%	27.5%

資料:農林水産省「農業センサス」

新規就農者の現状について

埼玉県は、「埼玉県農林水産業振興基本計画(令和3年度~7年度)」において、新規就農者の育成を重点施策の一つとして明確に位置づけており、新規就農者数の目標としては、令和7年度までに年間330人の新規就農者を確保することを掲げている。

【新規就農者数の推移】

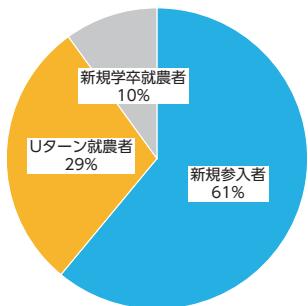


資料:埼玉県「2024年埼玉の食料・農林水産業・農山村」

令和4年度の新規就農者は332人で、その内訳を見ると、新規学卒就農者(農家出身で高校、農業大学校、大学等を卒業後すぐに就農した者、及び卒業後研修し就農した者)が32人(10%)、Uターン就農者(農家出身で他産業に従事した後、農業に就いた者)

が98人(29%)、新規参入者(農家以外の出身者で農業に就いた者)が202人(61%)となっており、近年は特に新規参入者が増加傾向にある。また、男女別では、男性が257人、女性が75人となっている。令和7年度の新規就農者目標を令和4年度で既に達成していることで、県の支援策が一定の成果を上げていることがわかる。また、非農家出身である「新規参入者」の増加は、就農が従来の「家業を継ぐ」という伝統的な方法ではなく、特に若い世代からは「新たなキャリア」として認識され始めた結果であると考えられる。

【令和4年度 新規就農者(332人)の内訳】

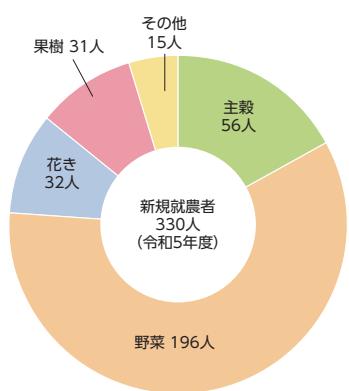


資料:埼玉県農林部農業支援課調べ

新規就農者を経営類型別で見てみると、196人(59%)が野菜を作っており、現在話題となっている米(主穀)は56人(17%)に留まっている。米作りについては、収益面と多額の設備投資(トラクターや田植え機)が特に非農家出身の新規参入者にとっては大きな障壁となっている。

新規就農者の増加は、既存の農業に新たな視点をもたらす可能性を秘めており、地域コミュニティの活性化といった、より広範な社会的意義も有している。新規就農者の継続的な育成は、単に労働力の補充に留まらず、埼玉県の農業が持続的に成長するための重要な施策の一つとなっている。

【新規就農者の経営類型】



資料:埼玉県「2024年埼玉の食料・農林水産業・農山村」

新規就農者に対する主な支援策

埼玉県は、新規就農者が抱える様々な課題(情報不足、技術習得、資金調達、農地確保、生活基盤)に対応するため、多岐にわたる支援策を体系的に展開している。令和4年4月に制定した「埼玉県新規就農育成方針」に基づいて、(1)就農意欲の喚起、(2)就農前の支援、(3)就農後の定着、経営発展に向けた支援と3段階でのサポート体制を構築している。

(1)就農意欲の喚起

新規就農への第一歩として、埼玉県は様々な相談窓口と情報提供体制を整備している。「就農相談窓口」は、埼玉県農林部農業支援課、埼玉県農林公社、各農林振興センター、そして各市町村など、県内各地に設置されている。また就農支援イベントとして、「就農支援セミナー」、「休日就農相談会」がいずれも年間5回程度、定期的に開催されている。情報ツールとしては、「就農支援ガイド」が県のホームページに掲載されており、就農までの準備や就農後の手続きに関する体系的な情報を提供している。この多層的なサポート体制は、単に情報を提供するだけでなく、就農希望者の意欲を喚起し、具体的な就農計画を促す「ファーストステップ」としての役割を担っている。

(2)就農前の支援

①各種研修制度

技術習得と経営基盤確立のため、埼玉県は段階的かつ多様な研修制度を提供している。基礎的な研修としては、埼玉県農林公社が主催している「見沼田んぼ就農予備校」があり、ここでは農業の基礎的な知識や栽培技術が習得できる。また各市町村単位でも様々な農業に関する基礎研修を用意している。さらに本格的に新規就農を目指す人には「埼玉県農業大学校」がある。ここでは、生産から加工、流通、販売、消費までを網羅した総合的な教育を通じて、農業や関連産業の担い手を育成している。近年の新規就農者の多くはこの農業大学校の卒業生

であり、新規で就農するためには農業大学校を卒業したレベルの知識や栽培技術が不可欠ともいわれている。

【埼玉県農業大学校 履修概要】

コース	学 科	定員	専 攻 等
2年課程	野菜学科	30名	施設栽培専攻と露地栽培専攻があり
	水田複合学科	5名	水稻、小麦、大豆の栽培及び経営管理
	花植木学科	15名	花き専攻と植木造園専攻があり
	酪農学科	5名	乳牛の飼養管理等、酪農に関する経営管理
1年課程	短期農業学科	35名	短期野菜専攻と有機野菜専攻があり

※年間授業料約12万円(入学金なし)

資料:「令和8年度埼玉県農業大学校学生募集要項」より

埼玉県において多数の新規就農者を輩出している県独自の研修制度としては「明日の農業担い手育成塾」がある。これは自立農業経営を目指す新規就農希望者に対して、就農希望地で確実に就農できるよう関係機関が一体となって、技術研修、農地の確保、資金相談等の支援を総合的に行う制度である。「明日の農業担い手育成塾」は「入門コース」、「自立実践コース」、「農業法人研修コース」の3コースがあり、平成22年度から設置された「自立実践コース」では、農業大学校卒業生や一定レベルの研修修了者を対象に県内で就農に向けた実践的な研修を行なっている。また、令和6年度からは農業法人等において農業技術や経営手法を学び、就農に必要な農地の取得や機械の導入又は施設の改修について支援を受けられる「農業法人研修コース」が新設された。

②資金支援制度

新規就農者が安定した経営を確立できるよう、埼玉県は国や市町村と連携し、多様な資金支援制

度を提供している。国の制度と県が連携して実施する「新規就農総合支援事業」には、以下の主要な資金支援制度がある。

「就農準備資金」:県が認める研修機関(埼玉県農業大学校、明日の農業担い手育成塾など)で研修を受ける新規就農希望者(49歳以下)に対し、年間150万円を最長2年間交付。

「経営開始資金」:次世代を担う農業者となることを目指し、新たに経営を開始する者(49歳以下)に対して、年間150万円を最長3年間交付。

「経営発展支援事業」:就農後の経営発展のため、認定新規就農者(49歳以下)の機械や施設等の導入を国とともに支援する制度(補助金対象事業費の上限1,000万円)

また、上記以外に独自で補助金を導入している市町村もある。上尾市では、農業経営に必要な経費(月5万円、最大12カ月)や農業用機械・施設導入(補助対象経費の2分の1、最大100万円)に対する補助金を提供しており、県の支援を受けられない50歳以上の新規就農者も対象としてすることで、より広範な年齢層の担い手確保を目指している。加須市でも、市内農家等で実践的な研修を受ける新規就農希望者(64歳以下)に対して1カ月当たり3万円、最長3年間の就農研修奨励金を支給する制度があるほか、就農してから5年以内に農業用設備や農業用機械等を購入する場合にも、その費用の2分の1以内の額(上限100万円)を助成する制度がある。

(3)就農後の定着、経営発展に向けた支援

埼玉県では、新規就農者の就農後の定着と経営発展を支援するため、以下の取り組みを行っている。

「技術・経営指導」:埼玉県内の8カ所の農林振興センターが、新規就農者に対し生産技術や経営力向上のための指導を継続的に実施。

「農地・資金支援」:埼玉県農林公社や市町村農業委員会と連携して農地中間管理事業などを通じた農地確保を支援。また各農林振興センターや県内

JJAでは、制度資金などの融資に関する相談を受け付けている。

「販路開拓支援」：県内JJAで、農協出荷や直売所などでの販路確保・開拓をサポート。

「地域交流促進」：農業青年クラブ(4Hクラブ)や生産組織への加入など地域活動への参加を促し、新規就農者の地域での孤立を防ぐ取り組みを行っている。

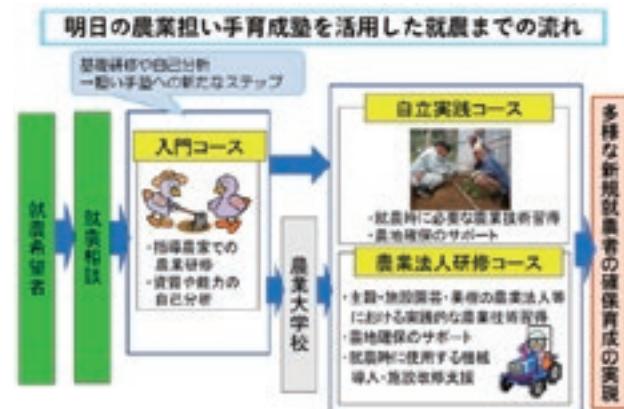
各種支援策の効果

埼玉県では、「埼玉県農林水産業振興基本計画(令和3年度～7年度)」において、令和7年度までに年間の新規就農者数の目標330人と設定しており、前述のとおり令和4年度の時点で既に新規就農者は332人と当初の目標は達成している。また非農家から新たに就農した「新規参入者」は202人で約6割が非農家からの人材となっており、これは新規参入者の全国平均が約1割であることを考えると特筆すべき事項である。

新規参入者が多い主な要因としては2点ある。1点目は埼玉県、埼玉県農林公社、各市町村などに設置されている「就農相談窓口」があげられる。ここでは入塾前および入塾後の様々な資金支援制度はもちろんのこと、特に農家出身ではない就農希望者には、窓口において親身になって就農相談に対応し、農業大学校進学へのサポートや働きながら農業技術を学ぶことのできる農家や農業法人を紹介している。2点目は埼玉県独自の研修制度である「明日の農業担い手育成塾」である。この研修制度は県内29カ所で開催されており、県、市町村、農林公社、県内のJAが連携して運営を行い、入塾後は就農予定地において、個別に指導してくれる農家を紹介し、農業技術向上に関する指導や、農産物の販路開拓のサポート等を行っている。その他にも市町村によっては、空き家対策の一環として、農業用の住居を紹介してくれるところもある。

このように充実した相談受付体制と研修制度が

非農家からの新規参入者を増やす大きな要因となっているものと考えられる。



資料:埼玉県農林部農業支援課ホームページより

おわりに

埼玉県の新規就農者育成については、単なる「数」の確保から、多様な人材と多彩な農業経営を支援することにより、農業人材の「質」の向上を追求する段階に入ったと言える。現在、県でも注力しているAIやIoTを使ったスマート農業の活用によって、新規就農者は熟練農業者レベルの知識やスキルを早期に習得することが可能となっており、従来の農業に比べて農作業の省力化や生産性が格段に向上する「新しい農業」の実現に向けた支援が今後は重要な施策となってくるだろう。

また、農業をより効率的で魅力的な産業へと進化させるためには、女性、中高年者、外国人労働者など、多様な背景を持つ担い手の参入を促進し、労働環境の改善支援も重要なとなるだろう。

地域活性化の観点からも、新規就農者が孤立することがないよう、地域コミュニティとの連携を強化し、地域に根差した農業経営を確立できるよう、ソフト・ハード両面からの継続的なサポートも不可欠となってくる。

これらの包括的かつ戦略的な取り組みを継続していくことによって、埼玉県の農業は持続的な発展を遂げ、首都圏の食を支える重要な役割を今後も果たしていくことが可能となるだろう。